

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備の機能の休止及び廃止の際の周知義務		
担当部局	総務省 総合通信基盤局 事業政策課	電話番号:03-5253-5978	e-mail: denwamou-ikou@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	平成30年 3月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 固定電話網のIP網への移行、携帯電話の3Gネットワークから4Gネットワーク等への移行を契機として、他の電気通信事業者の事業展開上重要な設備である第一種指定電気通信設備(固定系)又は第二種指定電気通信設備(移動系)を設置する電気通信事業者(以下「指定設備設置事業者」という。)が、これら設備の機能の休廃止をしようとする場合に、指定設備設置事業者は、当該機能を利用する他の電気通信事業者(以下「接続事業者」という。)との協議において強い交渉力を有し、優位な地位に立つものであり、当該機能を維持する費用を抑制する等の観点から当該機能の休廃止までの期間をなるべく短くする意向が働くと考えられ、その協議においては立場の弱い接続事業者の意向が反映されず、当該機能の休廃止に関する周知が接続事業者及びその利用者の利益を確保するためには不十分なものとなるおそれがある。 そのため、このような状況に対処するための規制をせず、指定設備設置事業者による当該機能が事前の周知が十分に行われない状況をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の機能の休廃止に関する接続事業者との協議において、指定設備設置事業者は強い交渉力を有し、優位な地位に立つものであり、当該機能を維持する費用を抑制する等の観点から当該機能の休廃止までの期間を長くとる意向が働きにくいと考えられるところ、当該休廃止に係る周知の実施を電気通信事業者間の合意に委ねることとする場合、接続事業者の意向が反映されず、接続事業者及びその利用者の利益を確保するために必要な周知期間が十分に確保されないおそれがあることが課題である。</p> <p>【規制の内容】 電気通信事業者の事業展開上重要な設備である第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を利用する接続事業者及びその利用者の利益の確保を図るため、電気通信事業法において、当該接続事業者に対する周知の実施に関する行為規律を課す必要がある。 なお、「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月情報通信審議会答申)において、第一種指定電気通信設備の機能が廃止される場合には他事業者やその利用者に大きな影響が及ぶことから、他事業者への十分な周知期間を確保することが必要である旨が示されている。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	周知対象を接続事業者に限定しているとともに、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の機能の休廃止をする旨を周知させるものであるため、新たに発生する遵守費用は限定的であると考ええる。	
	(行政費用)	指定設備設置事業者が接続事業者に対して周知するものであるため、行政が負担する費用はない。	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の機能の休廃止の際の周知義務が導入された場合には、接続事業者に対する周知が確実に実施されることが期待される。	
	(副次的・波及的な影響)	本件規制の導入により、接続事業者がその利用者に休廃止に伴う当該接続事業者の対応を周知させる場合には、当該接続事業者による当該利用者への周知に関する準備期間が確保されることが期待される。	
費用と効果(便益)の関係	上記のとおり、指定設備設置事業者において限定的な遵守費用が発生するものの、当該機能の休廃止に係る指定設備設置事業者による接続事業者への周知が確実に実施されることとなる。以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回っており、本件規制の導入は妥当と考えられる。		
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月情報通信審議会答申)において制度改正が必要とされた事項を踏まえ、今回の改正を行うものである。		
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 改正法の施行後3年を経過した場合において、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 指定設備設置事業者による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の機能の休廃止の際の周知の実施状況を確認する。</p>		